

KITAKEI-Report

No.160
December 2022

発行：北恵株式会社 〒 541 - 0054 大阪市中央区南本町 3 - 6 - 14 TEL.06 - 6251 - 6701
http://www.kitakei.jp/

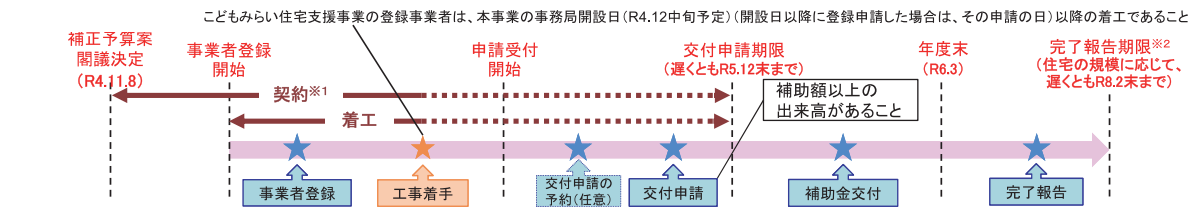
3 省連携ワンストップ補助金

補助対象と手続き

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象(事業者が申請)

※補正予算案閣議決定日(令和4年11月8日)以降に契約を締結し、事業者登録後に着工したものに限る。

子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築		住宅のリフォーム*	
対象住宅	補助額	対象工事	補助額
OZEH住宅 (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの) ※対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上とする。 ※土砂災害特別警戒区域における住宅は原則除外とする。 ※「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1000㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅は除外とする。	100万円/戸	①住宅の省エネ改修 ②住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等(①の工事を行った場合に限る。)	リフォーム工事内容に応じて定める額 上限30万円/戸※ ※子育て世帯・若者夫婦世帯は、上限45万円/戸(既存住宅購入を伴う場合は60万円/戸) ※安心R住宅の購入を伴う場合は、上限45万円/戸



* 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省)及び高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)とのワンストップ対応を予定

政府は11月8日に開催した閣議で、一般会計の総額が28兆9222億円にのぼる補正予算案を決定。この内、住宅関連分野では「こどもみらい住宅支援事業」の実質的な後継制度となる、「こどもエコすまいる支援事業」などが発表されました。

同制度はエネルギー価格高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能(ZEHレベル)を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図ることを目的とした政策。具体的には新築の場合、18歳未満の子どもを持つ「子育て世帯」や夫婦のいずれかが39歳以下なら該当する「若者夫婦世帯」が、ZEHレベル以上の省エネ性能を持つ住宅を建てる際、補助を行います。また、リフォームでは全ての世帯を対象に一定の省エネ性能を有する施工に対し、補助金を交付します。

同制度を見ていくと、①子育て・若者夫婦世帯

が自ら居住するため「④新たに工事請負契約を結ぶ注文住宅の新築」、「⑤宅地建物取引業の免許を有する事業者から購入する新築分譲住宅」、②法人を含むリフォーム住宅の所有者、居住者又は管理組合・管理組合法人など、全ての世帯を対象に「施工者と工事請負契約を結び、実施するリフォーム工事」――の①、⑤、②の3つを補助対象とします。

①と⑤はZEHなど強化外皮基準を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量から20%以上削減する住宅を対象としたもの。この内、⑤では登録住宅性能評価機関等の第三者機関による証明書等が必要となります。補助額は100万円です。

ただ、「対象住宅の延べ面積は50㎡以上」、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害特別警戒区域に立地しない」、「都市再生特別措置法第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が

同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨の公表がされていないもの」という条件があるので注意しましょう。

一方、②のリフォームは30万円を上限に補助を行います。ただ、子育て・若者夫婦世帯については「11月8日以降に100万円以上の既存住宅を購入し、売買契約締結から3カ月以内にリフォーム工事の請負契約を締結する場合」は最大60万円まで、これ以外の工事では45万円まで上限を引き上げる特例を用意しました。さらに、子育て・若者夫婦世帯以外でも安心R住宅を購入し、3カ月以内にリフォーム工事の請負契約を締結する場合は45万円まで上限を引き上げます。

リフォームの対象は①開口部の断熱改修、②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修、③エコ住宅設備の設置、④子育て対応改修、⑤防災性向上改修、⑥バリアフリー改修、⑦空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置、⑧リフォーム瑕疵保険等への加入――の8つ。ただし①～③のいずれかの工事は必須となっています。さらに原則1申請当たりの合計補助額が5万円未満の場合は申請できません。

ただ、今回経済産業省と環境省が実施する「住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等」又は経済産業省が実施する「高効率給湯器導入促進による家庭部門のエネルギー推進事業費補助金」の補助申請を行う場合は、例外扱いとなります。その際は、先述の①～③のいずれかに該当する工事が含まれているものとして扱います。

さらに本事業における申請当たりの合計補助額も2万円以上なら申請可能とします。

仮に「④～⑧のリフォームは行いたい、国土交通省の事業①～③には興味がない」というお施主様がいた場合、経済産業省と環境省の事業を提案してみるのも一つの手。補足すると国土交通省、経済産業省及び環境省の3省は、各事業の窓口を一本化することで事業ごとに申請する手間を省き、「ワンストップでの利用を可能にする」としています。

こどもエコすまい支援事業は、新築住宅の建築事業者や販売事業者、およびリフォーム工事の工事施工者が新築住宅の建築主または購入者やリフォーム工事の発注者の委託を受けて補助事業者となり、補助金の申請と交付を受ける仕組み。事業者でなければ補助の交付は受けられません。もちろん、交付された補助金は住宅取得者などに還元する必要があります。

事業者登録期間は令和5年1月中旬から遅くとも同年11月までの予定です。その他「こどもみらい住宅支援事業」ですでに事業者登録を受けている場合、本事業でも引き続き事業者として扱われるので、改めて登録しなおす必要はありません。

なお①の⑦工事請負契約、②の売買契約、②の工事請負契約はすべて対象期間が11月8日～令和5年の12月31日までの予定。その上で、今年12月中旬に予定されているこどもエコすまい事業の事務局開設日以降に着工したものがこどもみらい住宅支援事業の対象となります。

経済産業省・環境省・国土交通省が実施する事業の内容

※ 補正予算案閣議決定日(令和4年11月8日)以降に契約を締結し、事業者登録後(こどもみらい住宅支援事業の登録事業者は、下記の事業の事務局開設日(R4.12月中旬予定)(開設日以降に登録申請した場合は、その申請の日)以降)に着工したものに限り。

工事内容		補助対象	補助額
①省エネ改修	1)高断熱窓の設置※1	高性能の断熱窓 (熱貫流率(Uw値)1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの)	リフォーム工事内容に応じて定める額(補助率1/2相当等) 上限200万円/戸
	2)高効率給湯器の設置※2	高効率給湯器 (a)家庭用燃料電池、(b)ヒートポンプ給湯機、(c)ハイブリッド給湯機)	定額 (a)15万、(b)(c)5万円
	3)開口部・躯体等の省エネ改修工事※3	開口部・躯体等の一定の断熱改修、エコ住宅設備(節湯水栓、高断熱浴槽等)の設置	リフォーム工事内容に応じて定める額 上限30万円/戸*
②その他のリフォーム工事※3 (①1)～3)のいずれかの工事を行った場合に限り)		住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等	* 子育て世帯・若者夫婦世帯は、上限45万円/戸(既存住宅購入を伴う場合は60万円/戸) * 安心R住宅の購入を伴う場合は、上限45万円/戸

※1 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省)による支援

※2 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)による支援

※3 こどもエコすまい支援事業(国土交通省)による支援

連載：木造住宅の歩み（第24回）

<戸建住宅の断熱等性能等級6・7の基準>

等級		地域区分							
		1 (夕張等)	2 (札幌等)	3 (盛岡等)	4 (会津若松等)	5 (水戸等)	6 (東京等)	7 (熊本等)	8 (沖縄等)
等級7 (戸建住宅)	UA	0.20	0.20	0.20	0.23	0.26	0.26	0.26	—
	ηAC	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	—
等級6 (戸建住宅)	UA	0.28	0.28	0.28	0.34	0.46	0.46	0.46	—
	ηAC	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	5.1
等級5	UA	0.4	0.4	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	—
	ηAC	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	6.7
等級4	UA	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—
	ηAC	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	6.7

外皮性能や一次エネルギーの話をしてきましたが、外皮の性能を表す指標がQ値から U_A 値に変わったのは2013年に改正された国の省エネ基準からなので、来年で10年になります。本当につい最近の事のように感じます。ただ、10年にもなるのにまだまだ認知度は低いように感じます。省エネに向けての普及活動を我々も行っていかなければなりません。

さて「木造住宅の歩み」コラムを初めて今回でまる2年となりました。言及できなかった事やまだまだ語りつくせない事もありますが、次回でコラムは終了です。最終回に向けて今後木造住宅はどのように変容してゆくのか？勝手に妄想してみますと…。

●断熱性について

断熱材に関しては安価でなければ普及しないので、まだしばらくは現状の断熱材での活用にとどまるでしょう。ではどうやって外皮性能を上げるのか？

外皮部分の壁厚が厚くなるのではないかと予想します。等級6や7を目指すには現在の壁厚では狭すぎます。外断熱工法という手もありますが、結構手間が掛かりますし、外装重量に制限がかかります。真空断熱材は薄く、家電製品には使われていますが、高価な上に穴が空いたら、期待される性能が発揮できなくなってしまうので、住宅への利用は今後も困難と予想します。希望的観測として、断熱材は現状のままで外気に接する壁厚は150mm厚位になるのではと思っています。窓に関してはトリプルガラスなど断熱性能が大きく改善された商品もありますが、とにかく重たいのが欠点です。近未来には超微細泡構造の軽量透明断熱材が開発されてガラスに替わり、壁同等の断熱性

能を持った軽いサッシが一般的になるのではないかと予想しています。

中空層のある壁構造では【4（伝導・対流）：6（輻射）】で輻射が6割を占めるという文献もあったのですが、住宅の外皮計算に輻射熱は考慮されていません。明確な数値データがある訳ではありませんが、断熱材が入っていない壁構造であれば輻射の影響はあるようですが、断熱材がしっかり入った壁構造では輻射の影響は限られてくるようです。つまり断熱計算で考慮する程の影響は無いと言えます。さらに、熱線反射層を持つ透湿防水シートは確かに輻射熱を反射するのでしょうか、現在の壁構造は外装材の裏側の空間は通気層となっており、熱が籠ることもなく排出されるので、輻射熱の発生が抑えられ、より効果は限定的になるのではと考えています。

●換気について

シックハウス症候群への対応として24時間換気など義務化されていますが、換気扇の電源を切っている方も多いのではないのでしょうか？シックハウスなどの身体的影響が無ければ問題ないのかもしれませんが、空気中の水分が結露の原因となることを考えると、やはり換気は必要です。既に商品としては発売されているものもあるのではないかと思います。室内の湿度、CO₂濃度、VOC濃度などを感知して必要に応じて作動する換気扇が一般的になることも予想されます。さらに未来には壁体内部や小屋裏、床下などにもセンサーが付いて、住宅の状態を把握出来るようになるのかもしれない。

妄想は次回も続きます。

【つづく】 北恵レポート担当 O

キタケイの提供する2つのプライベートブランド
 環境・ぬくもり・素材をテーマとした各種住宅資材 “ スプロートユニバーサル ”
 天然木にこだわったフローリングや壁材 “ リラクシングウッド ”
 企画・製造から販売までトータルにプロデュース、心からご満足いただける住まいづくりを
 バックアップします。



www.sprout-univ.com

<p>環境 SPROUT UNIVERSAL BLUE ここちよい住環境</p>	<p>ぬくもり SPROUT UNIVERSAL ORANGE 住まう人のために</p>	<p>素材 SPROUT UNIVERSAL GREEN 永く使ってほしいから</p>



www.relaxssingwood.com

リラクシングウッド
 抗菌・抗ウイルス加工 フローリング ウィルスガードコート シリーズ

